

区がマンション防災アンケート結果公表 急がれる中高層住宅防災マニュアル作成



自家発電、太陽光発電などの設備 16
防災備蓄倉庫 27
...などの現状です。

マンション全体の防災対策	
取り組んでいる	48.6%
取り組んでいない	45.8%
取り組んでいる対策 (マンション数)	
定期的訓練	66
食料など備蓄	32
緊急連絡網	16
防災対策会議	10
防災マニュアル	16
耐震診断実施	9
耐震改修工事实施	5
その他	10

今回区が実施したマンション防災アンケートには、対象の分譲マンション466のうち177が回答、だいたいの傾向がうかがえます。マンションでの防災対策は約半数で実施されていますが、定期訓練が主なものになっていきます。備蓄や発電機の備えなどはわずかしかなかった。3・11の地震で

3.11で74%が被害、防災対策無しが半数
旧建築基準法で建設が2割強...耐震化も課題

今区が実施したマンション

震は、区内で震度5クラス

上がったが、それでも7割以上が何らかの被害を受けています。議会でも高層住宅の横揺れ対策など質問し、マンション防災マニュアルの作成など求めてきました。このアンケートがきっかけで、早期に作成し周知することが求められています。

3.11の地震でのマンションの被害内容はエレベーター停止99 建物の破損ひび割れ82 屋外の破損ひび割れ41をはじめ漏水断水、停電、家具転倒などが続きます。また超高層ほど被害発生率が高くなっています(下表)。

	5階以下	6~9階	10~14階	15~19階	20階以上	計
①被害あり	13	35	69	5	9	131
②被害なし	6	25	15	0	0	46
計	19	60	84	5	9	177
被害率	68.4%	58.3%	82.1%	100%	100%	

マンション防災アンケート結果(一部)

主なアンケート結果

- 定期的に集まる会議体...会議体有りが82.5%
- 3月11日の被害...被害有りが74.0%。最も多い被害はエレベーターの停止
- 防災対策の取り組み...48.6%が実施。最も多い取り組みは防災訓練
- 近隣住民への避難協力...協力できるが41.8%
- 今後必要な対策...マンション内のイベントや交流機会の充実が52.0%

調査を踏まえた区としての対策

- マンション防災対策マニュアルの作成
- マンションの理事会等への出張防災講座等の実施
- マンションセミナーにおける防災講座の開催
- 耐震アドバイザー派遣の促進
- 先進的な防災対策を実施事例紹介
- 区報などによるマンション防災対策のPR



事務所前の藪椿の蕾

吹きの準備が始まっています。私の事務所前の藪椿にも堅い蕾がたくさんついていました。季節は着実に春に向かっていきます。

区役所前の公園を見渡すと日だまりでくつろぐみなさんが増えてきたようです。まだ寒さの厳しい日もありますが、少しずつ春の足音が聞こえてくるようです。葉の落ちた木々の枝先をよく見ると芽

国会も始まり暮らしや社会保障、税のあり方、憲法問題など問われています。2月中旬から荒川区議会もお配りしていただきますのでみなさんの声をお寄せ下さい。 横山幸次

2月4日は立春です... 寒さの中で木々は芽吹き準備中です

まろの話題あれこれ

裏面 保育問題など...

定例法律相談会

2月4日(月)

3月4日(月)

午後6時~8時

横山区議事務所

弁護士と横山区議が相談をお受けします。秘密は厳守します。お急ぎの場合は、北千住法律事務所の相談日などご紹介します。

生活相談は、随時受け付けています。

TEL&FAX 3895-0504

不在時は、留守電へ、後で連絡します。

区役所控室 3802-4627

横山幸次

日本共産党荒川区議会議員

区政報告
ニュース

492

2013年2月 3日

発行 日本共産党区議団

3802-4627

fax3806-9246

✉ arajcp@tcn-cat

v.ne.jp

町屋相談室

荒川区町屋5-3-5

3895-0504

✉ yoko1951@aol.jp

横山幸次区議のホームページ・ブログをご覧ください。「横山幸次」で検索して下さい。

子育て 保育特集

保育園申込の中間集計(1/22現在) 0~2歳は大変です…どうなる保育

2013年4月保育園入園申込状況(1月22日現在の数字です)

合計				南千住地区		荒川地区		町屋地区		尾久地区		日暮里地区		
年齢	入園枠	申込	最終	年齢	枠	人	枠	人	枠	人	枠	人	枠	人
0歳	288	294	?	0歳	105	102	37	41	39	49	29	58	73	
1歳	339	489		1歳	89	136	56	53	53	77	75	107	66	116
2歳	176	235		2歳	65	80	21	31	27	42	29	22	34	60
3歳	163	138		3歳	58	43	18	7	12	17	25	15	50	56
4歳	57	29		4歳	7	10	2	2	4	2	8	6	36	9
5歳	100	13		5歳	36	8	5	1	7	0	16	0	36	4
合計	1123	1198		合計	360	379	139	135	142	187	202	179	280	318

保育園に入れるかどうか不安の声が聞こえてきます。途中集計ですが、1月22日現在の申し込み状況をお知らせします。(数字は第一希望のみの集計)
昨年12月の第一次募集人数、年度途中からの継続申込者数、転入予定の申し込みなどを合計したものです。(今後50人程度の申込が予測されます)
このままでは、0~2才児までは、指数20以上(両親フルタイム)でもきびしい状況です。認証園から転園が必要になる3才児もなかなか大変です。

町屋地域の各保育園は(1月22日現在)

年齢	町屋		上智		原		尾久焼		合計	
	枠	人	枠	人	枠	人	枠	人	枠	人
0歳	-		15	24	9	10	15	15	39	49
1歳	10	15	20	35	11	12	12	15	53	77
2歳	8	6	6	16	2	6	11	14	27	42
3歳	5	5	1	5	2	4	4	3	12	17
4歳	2	0	1	0	0	1	1	1	4	2
5歳	1	0	3	0	2	0	1	0	7	0
合計	24	26	46	80	26	33	44	48	142	187

親フルタイム)でもきびしい状況です。認証園から転園が必要になる3才児もなかなか大変です。区の対策はどうでしょうか。今年から、しおいり保育室受入拡大や新規開園もあります。不十分です。申し込み総数では、昨年とほぼ同人数ですが、年齢別にみると0才児は減少ですが、1・2才児は増加しています。南千住や日暮里の大変さは変わりません。町屋地域は、保育園が少ないのですが、0から3歳まですでに定員枠を超えています。区内全地域を見渡すと尾久地域が少し枠がありそうですが、1才児は不足しています。

学童クラブのおやつは廃止に

あくまでそれぞれの事業を維持しながらの運営一体化と説明していますが、「学童クラブのおやつ廃止」、指導員も削減や一部非常勤職員が可能になると財政効果も示しています。

一方で、学童保育クラブは、学校が終わると「ただいま」「お帰りのさい」と家庭代わりとなる事業です。両親が仕事でほとんど6時まで利用している状況です。一体化でなくそれぞれの事業の大事な役割が発揮できるような充実こそ求められています。

大門小、2日小で学童クラブ・放課後ニコニコの一体運営へ



一方、学童保育クラブは、学校が終わると「ただいま」「お帰りのさい」と家庭代わりとなる事業です。両親が仕事でほとんど6時まで利用している状況です。一体化でなくそれぞれの事業の大事な役割が発揮できるような充実こそ求められています。

放課後のニコニコスクールも学童保育クラブも充実を
学童保育クラブも共働き世帯で、小学校低学年を家に一人にできないと増設されてきました。
また近年、小学生の全児童放課後対策として「ニコニコスクール」が事業化され、順次拡大されてきました。
そんな中で、来年から、大門小第二日暮里小で「ニコニコスクール」と学童クラブを一体運営し、結果をみて全体も一体化させたいという報告がされました。
ニコニコスクールは、30分刻みで帰宅時間を子どもが自己申告します。習い事や塾もあって、1週間に1~2回利用しているといった状況が多いようです。

都営住宅の募集がはじまります

申込書配布期間 2月4日~14日

申込書は、区役所、区民事務所などにあります。

2月18日(月)まで必着(家族向けポイント方式は、都住宅供給公社、その他単身向けなどは、渋谷郵便局に到着したものを受付)

募集戸数

家族向 ポイント方式

1254戸(区内町屋6丁目など18戸)

車椅子使用世帯用 36戸

単身向 217戸(区内1戸) 単身車椅子用 8戸

シルバーピア 単身 49戸 2人世帯 6戸

詳しくは、申込書をご覧ください

申込書の記入などお手伝いします。ご連絡を...

日本国憲法を考える... 3 基本的人権について考えてみます

憲法第97条は、基本的人権を制限するような改正をさせないという仕掛けの意味があるとされている。自民党改憲草案では、はっきり切り捨てたので、将来さらに人権を制限することを考えているのでしょうか。みなさんはどう感じでしょうか。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する**基本的人権**は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(自民案ではこの条文は全文削除!)